



令和6年9月 発行

〒783-0055
高知県南国市双葉台7番地1

一般社団法人高知県森林整備公社

TEL (088) 862-4180

FAX (088) 862-4181

e-mail kssk@kochissk.jp

URL <http://kochissk.jp/>



長谷山造林地（四万十市）

一般社団法人高知県森林整備公社の沿革

昭和36年8月31日	農林大臣設立許可
昭和36年9月4日	林業公社設立
昭和58年4月1日	教育の森造成事業移管
昭和60年1月31日	森林整備法人に認定
平成8年4月1日	社団法人高知県森林整備公社に名称変更
平成16年1月19日	本社事務所を高知市本町から同市朝倉へ移転
平成25年4月1日	一般社団法人変更登記完了（高知法務局）
平成28年7月25日	事務所を高知市朝倉から南国市双葉台へ移転

設立の経緯

昭和33年、戦後復興のために荒廃した森林の復旧と、森林の有する諸機能の維持増進を目的に分収林特別措置法が制定され、拡大造林が国策として推進されることとなり、高知県によって林業公社が設立されました。

分収林は造林契約により個人では管理できない森林所有者の土地にスギ、ヒノキなどを植林、育林を行い、50～80年後の伐採時に得られた収益を分け合う仕組みです。

森林整備費用は借入金と造林補助金で調達しているため、森林が成長し伐採により公社が受け取る分収金は、借入金の返済に使われます。

公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、計画的な林業活動を通じて山村における就労機会の創出、林業事業体の育成など山村経済の振興への貢献に取り組んできました。

令和4年度からは「第12期経営計画」に基づき、利用間伐や主伐による事業収入を積極的に確保し、事業活動収支の黒字化に取り組んでいます。

組織体制（令和6年4月1日現在）

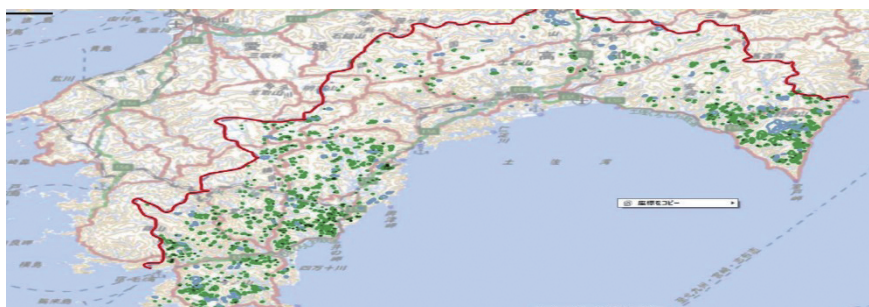
理事	7名（常勤理事1名）
監事	1名
会計監査人	1名
社員	32団体（公社の造林地が所在する市町村等）
職員	12名

事業地の現況

団地（山）数 1,074 団地

造林面積 17,888.96ha

※緑色の点は公社が管理している団地





令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

【一般造林】

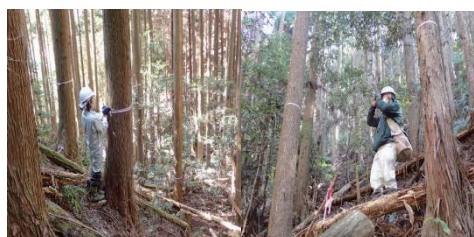
区 分		令和5年度実績	令和6年度計画
立木販売	販売	1 団地 31.77ha	193.68ha (販売見込 63.91ha)
	材積	6,819m ³	28,909m ³
	収入	20,000千円	36,382千円
利用間伐 (管理委託含)	面積	128.51ha	176.50ha
	材積	10,915m ³	12,524m ³
	木材収入	145,184千円	157,264千円
	事業費	107,063千円	113,774千円
路網整備 (管理委託含)	距離	26,210m	27,713m
	事業費	77,958千円	81,852千円

【教育の森造林】

令和5年度実績	令和6年度計画
3団地 30.76ha	90.49ha (販売見込 29.86ha)
11,047m ³	11,773m ³
18,300千円	16,997千円
0ha	10.00ha
0m ³	71m ³
0円	9,497千円
0円	8,013千円
0m	1,570m
0円	6,031千円

公社職員の勇姿

↓ 森林調査



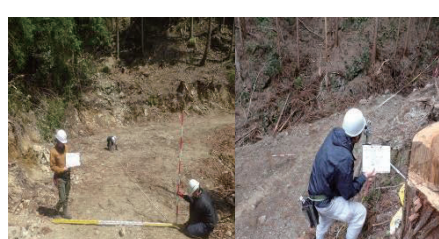
↓ 検査状況①



↓ マーキング

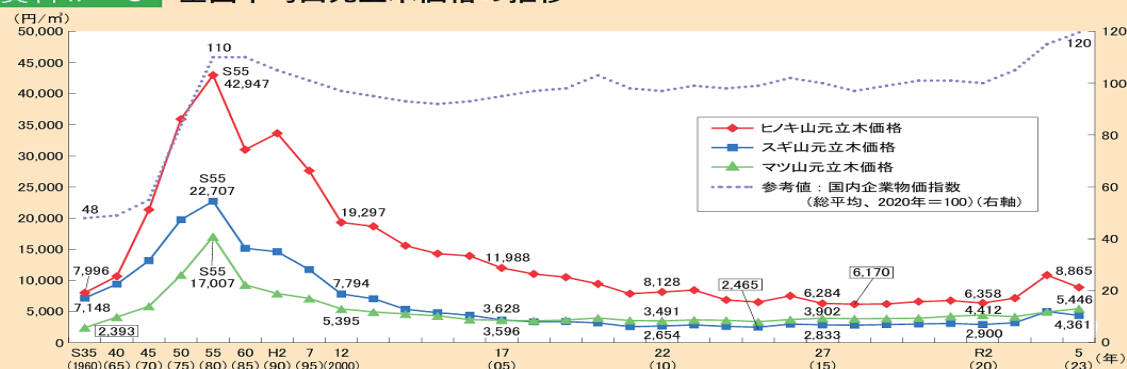


↓ 検査状況②



参考 木材価格の推移

資料Ⅱ-3 全国平均山元立木価格の推移



注：マツ山元立木価格は、北海道のマツ(トドマツ、エゾマツ、カラマツ)の価格である。
資料：一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、日本銀行「企業物価指数(日本銀行時系列統計データ検索サイト)」



公社からのお知らせ

○契約者の住所や氏名変更について

〜〜〜重要なお願い〜〜〜

契約者の住所や氏名の変更、また相続・売買・贈与等で所有者に変動があった場合は、契約書にも書いてあるとおり必ず公社までご連絡をお願いします。（※公社ホームページ「分収造林契約の皆様へのお願い」からもお手続きできます。）

変更のご連絡が無い場合、公社からのお知らせや、分配金のお支払いができない場合があります。

また、相続の場合、登記を行わないままだと、相続の権利者数が増え、登記に多くの時間と費用が発生しますので、早めの手続きをお勧めします。

なお、登記についてのご相談は、高知県司法書士会（電話 088-825-3143）、若しくはお住まいの地域の司法書士にお問い合わせください。（※無料相談もあります。）

令和6年4月から、民法・不動産登記法の改正により相続登記が義務化されました。相続等により不動産を取得したら3年以内に登記申請を行うと同時に、公社にもご一報ください。

○公社営林地の貸付使用について

事業者等が公社営林地を使用する必要がある場合は、公社ホームページにアップしている申請書により手続きをしていただいています。

その際、土地所有者の承諾が必要となりますので、申請者から依頼があった際は、ご協力をお願いします。

〜〜・〜〜・雑 談・〜〜・〜〜



あちこちの山や公園でいろんな形のドングリを拾っては植木鉢に埋め、公社事務所で様子を見ました。そのうち次々と芽を出し、スクスクと育ち「クヌギ、大きくなってね。」と日々、声をかけて可愛がってきました。

ある日、衝撃の事実が！職員の植物博士（自称）から「あ、これは全部ミスナラですね。」知らなかった、私にとって、ドングリ＝クヌギでした。

クヌギなら大きくして、椎茸を育てて・・・と画策していましたが、ミスナラならウィスキーの樽にして・・・と方向転換し、ほくそ笑む毎日です。

木の足元で成長しているのはナデシコです。花言葉は何でしょうか。（答えは下方にあり）

担当 総務企画課

一般社団法人高知県森林整備公社への交通アクセス

- ◆自動車 高知駅から約 25 分
高知駅 → 県道 384 号 → 県道 374 号 →
国道 32 号 → 高知県中央木材工業団地内
- ◆公共交通機関（JR 四国）
JR 高知駅 → JR 後免駅（約 15～20 分） →
JR 後免駅からは、タクシーによる移動（約 10 分）

答え：無邪気・純愛





県からの
お知らせ

令和6年9月現在

間伐や造林などに関する支援制度（令和6年度）

県では、森林の有する多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。

森林を手入れしたいとお考えの方

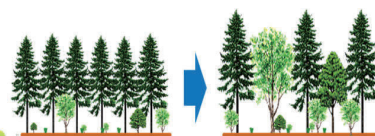
- 保育間伐など
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・みどりの環境整備支援事業（公益林保全整備）
定額59,000円/ha

県独自の加算事業

- 再造林など
- ・森林資源循環利用促進事業
県が定めた標準単価の18~23%など
（造林事業等と組み合わせで最大で95%）
- 保育間伐など
- ・みどりの環境整備支援事業
18,000~30,000円/ha（森林吸収源整備）
20,000~30,000円/ha（多様な森づくり整備）
※国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

森林の有する多面的機能の維持・増進

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ水源のかん養機能、土砂災害防止機能、生物多様性保全機能が増進します。



施業を集約化し間伐等を推進



- コウヨウザン（早生樹）の植栽
- 耕作放棄地への新規植林も補助対象です。

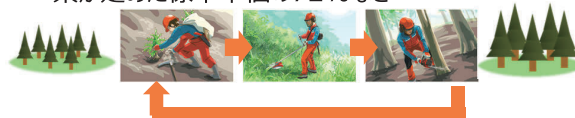


間伐材を搬出したいとお考えの方

- 搬出間伐
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- ・木材安定供給推進事業
搬出材積によって169,000~713,000円/ha
- ・みどりの環境整備支援事業
81,000~122,000円/ha（森林整備）
80,000円/ha（多様な森づくり整備）

再造林をお考えの方

- 再造林など（鳥獣害防止施設含む）
- ・造林事業（特定機能回復事業）
県が定めた標準単価の72%など
- ・造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の72%など



上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乗せ（加算）などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

－ お問い合わせ先 －

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課（森林整備担当）：088-821-4602

安芸林業事務所：0887-34-1181 中央東林業事務所：0887-53-0657 額北林業振興事務所：088

7-82-0162 中央西林業事務所：088-893-1292 須崎林業事務所：0889-42-2371 幡多林

業事務所：0880-35-5977 もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。